

江田島市公共交通協議会規約 新旧対照表 (抜粋)

改正後	改正前
<p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。</p> <p>(1) から (12) 略</p> <p>(13) <u>広島県警察江田島警察署長の指名する者</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長は委員の互選により定める。</p> <p><u>2</u> 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。</p> <p><u>3</u> 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>4</u> 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p><u>5</u> 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>6</u> 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。</p> <p>(1) から (12) 略</p> <p>(13) <u>広島県警察江田島警察署長又はその指名する者</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長は委員の互選により定める。</p> <p><u>2</u> 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>3</u> 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p><u>4</u> 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><u>5</u> 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>